死体検案認定医申請希望者の研修について(お願い)

平素より認定医制度の運営にご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の研修について、改めてご説明方々お願い申しあげます。

認定医制度は、学会員の卒後教育、生涯教育と自己研修・研鑽を目的としていますが、社会的要請に応える必要もあります。そのためには研修機会の提供と内容の充実が不可欠です。なにとぞ、本制度の趣旨をご理解のうえ、関連諸団体とも連携しつつ、認定医申請希望者のための研修会を積極的に開催してくださいますよう、ご協力のほどお願い申しあげます。

死体検案認定医の申請のために必要な研修と単位は、「死体検案認定医制度研修に関する細則」(以下、細則という)に従って認定されます。特に下記の点にご注意ください。

記

A. 研修会について

- 1. 原則として、日本法医学会またはその依頼によって本学会に所属する大学・医科大学 法医学教室が主催する下記の「研修会」に参加して単位を取得する必要があります。 (細則第 1, 2, 3 条および第 5 条参照)
 - I. 都道府県単位の研修会(1初期研修単位): 大学・医科大学法医学教室の長が主催するもの。原則として年2回実施。
 - II. 地方会(またはそれに準ずる会)の際にその主管機関が行う研修会(2 初期研修 単位)。
- 2. 上記の研修会以外については、他団体(警察医会など)が主催する集会のなかで、法 医学会会員(大学・医科大学法医学教室の長あるいはそれに準ずる者)が出向して行った相当の研修(教育講演など:後記B項参照)に参加した場合、認定医制度運営委員会での審議を経て単位が認定されることになります(細則第3条参照)。

B. 研修内容について

前項 A の研修会等において必要とされる研修内容は下記のとおりです。

- 1. 研修用ビデオ「死体検案の実際」(日本法医学会制作)の視聴
- 2. 事例検討会への参加(参加者が経験した事例が望ましい)
- 3. 検案例の剖検見学・立会
- 4. 基礎的な検案方法についての教育的講演
- 5. 法医学教室が主宰する検視官・管理官等による講演

なお、法医認定医研修施設に過去に2年以上在籍して法医学の研修を行った者は、上記研修会等への参加の有無にかかわらず「法医学に関する研修を修了」したものに該当します。

(付)死体検案認定医の資格更新の際には、警察医会や医師会の法医学関連学術集会(学会形式で開催されてプログラム等の記録が残されているもの)への出席・発表が修得単位として認定されることを申し添えます。